

令和6年5月20日

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用保険法の一部改正

一 雇用保険の適用対象者の範囲の拡大

1 一週間の所定労働時間が十時間未満である者について、雇用保険法の適用除外とすること。

2 基本手当の被保険者期間の計算に当たっては、賃金の支払の基礎となつた日数が六日以上であるもの又は賃金の支払の基礎となつた時間数が四十時間以上であるものを一箇月として計算するものとすること。

3 基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の下限額を千二百三十円とすること。

4 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合の基本手当の減額等に関する規定を削除するものとすること。

二 基本手当の給付制限の見直し

雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練（注1）を受ける受給資格者（正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者に限る。）にあつては、当該教育訓練を受ける日以降（離職日前一

年以内に当該教育訓練を受けたことがある者にあつては、待期期間の満了後）、失業している日について、基本手当を支給するものとすること。

（注1）教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練、公共職業安定所のあつせんにより受講する公共職業訓練等とする予定〔省令〕。

三 就業促進手当の改正

1 職業に就いた受給資格者（安定した職業に就いた者を除く。）であつて、基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるものに対して支給される就業促進手当を廃止するものとすること。

2 安定した職業に就き就業促進手当の支給を受けた者であつて、同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて六箇月以上雇用される者のうち一定の要件を満たした者に対して支給される就業促進手当の支給限度額を、基本手当日額に基本手当の支給残日数に相当する日数に十分の二を乗じて得た数を乗じて得た額とすること。

四 教育訓練給付の改正

1 教育訓練給付は、教育訓練給付金及び教育訓練休暇給付金とすること。

2 教育訓練給付金の額について、一般被保険者又は一般被保険者であつた者が教育訓練の受講のため
に支払った費用の額に百分の二十以上百分の八十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率（注
2）を乗じて得た額とすること。

（注2）専門実践教育訓練給付金の給付率について、教育訓練修了後、資格取得等し、当該教育訓練受
講前に比して賃金が五パーセント以上上昇した場合は百分の八十とし、特定一般教育訓練給付金の給
付率について、教育訓練修了後、資格取得等した場合は百分の五十とする予定〔省令〕。

3 教育訓練休暇給付金の創設

(一) 一般被保険者が、職業に関する教育訓練を受けるための休暇（以下「教育訓練休暇」という。）
を取得した場合に、当該教育訓練休暇を開始した日（以下「休暇開始日」という。）から起算して
一年内の教育訓練休暇を取得している日について、当該一般被保険者を受給資格者と、休暇開始日
の前日を受給資格に係る離職の日とみなした場合に支給されることとなる基本手当の日額に相当す
る額の教育訓練休暇給付金を、特定受給資格者以外の受給資格者に対する所定給付日数に相当する

日数分を限度として、支給するものとすること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないものとすること。

イ 休暇開始日前二年間におけるみなし被保険者期間が、通算して十二箇月に満たないとき

ロ 当該一般被保険者を受給資格者と、休暇開始日の前日を受給資格に係る離職の日とみなした場合の算定基礎期間に相当する期間が、五年に満たないとき

(二) 基本手当の支給に当たつて、教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある場合には、休暇開始日前における被保険者であつた期間は被保険者期間に含めないものとし、休暇開始日前における被保険者であつた期間及び当該給付金の支給に係る休暇の期間は算定基礎期間に含めないものとすること。

(三) 教育訓練休暇給付金の支給を受け、休暇開始日から当該給付金の支給に係る休暇を終了した日から起算して六箇月を経過するまでの間に特定受給資格者となる離職理由により離職した者（受給資格者を除く。）に対して基本手当を支給することとし、その所定給付日数は九十日（身体障害者等の就職困難者にあつては、百五十日）とすること。

4 教育訓練支援給付金の改正

教育訓練支援給付金の額について、賃金日額に百分の五十から百分の八十までの範囲で厚生労働省令で定める率を乗じて得た金額に百分の六十を乗じて得た額とともに、令和九年三月三十一日以前に教育訓練を開始した者に対して支給するものとすること。

五 国庫負担の改正

1 国庫は、教育訓練給付（教育訓練休暇給付金に限る。以下この1において同じ。）について、求職者給付に要する費用に係る国庫の負担額と同様に、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び受給資格者の数の状況に応じ、当該教育訓練給付に要する費用の四分の一又は四十分の一を負担するものとすること。

2 育児休業給付に要する費用に係る国庫の負担額について、暫定措置を廃止し、国庫は、育児休業給付に要する費用の八分の一を負担するものとすること。

3 介護休業給付に要する費用に係る国庫の負担額について、暫定措置を延長し、令和八年度までの各年度の国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の百分の十に相当する額とす

るものとすること。

4 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和九年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとすること。

六 基本手当の支給に関する暫定措置の改正

特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）を特定受給資格者とみなして基本手当の支給に関する規定を適用する暫定措置を令和九年三月三十一日以前の離職者まで適用するものとすること。

七 地域延長給付の改正

地域延長給付について、令和九年三月三十一日以前の離職者まで支給することができるものとすること。

八 その他

その他所要の改正を行うこと。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 雇用保険率の改正

1 育児休業給付に係る雇用保険率を、千分の五とすること。

2 厚生労働大臣は、毎会計年度において、(一)に掲げる額が、(二)に掲げる額の一・二倍に相当する額を超えるに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、育児休業給付に係る雇用保険率を千分の四に変更することができるものとすること。

(一) イに掲げる額を口に掲げる額に加減した額

イ 当該会計年度の翌年度における育児休業給付に充当するために徴収する保険料額（以下「育児休業給付費充当徴収保険料額」という。）の見込額及び当該会計年度の翌年度における育児休業給付額の予想額（以下「翌年度育児休業給付額予想額」という。）に係る国庫の負担額の見込額の合計額と、翌年度育児休業給付額予想額との差額を、当該会計年度末における育児休業給付資金に加減した額

ロ 当該会計年度の翌々年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額及び当該会計年度の翌々年度における育児休業給付額の予想額（以下「翌々年度育児休業給付額予想額」とい

う。)に係る国庫の負担額の見込額の合計額

(二) 翌々年度育児休業給付額予想額

3 厚生労働大臣は、2により育児休業給付に係る雇用保険率を変更するに当たっては、育児休業の取得の状況その他の事情を考慮し、育児休業給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の育児休業給付資金を保有しつつ、雇用保険の事業(育児休業給付に係るものに限る。)に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとすること。

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第三 特別会計に関する法律の一部改正

一 一般会計から雇用勘定への繰入

雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費に、教育訓練給付に要する費用で国庫が負担するものを追加するものとすること。

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の一部改正

一 特定求職者の範囲に関する暫定措置

当分の間、一週間の所定労働時間が十時間以上二十時間未満である雇用保険の被保険者及び当該被保險者であつた間の一週間の所定労働時間が十時間以上二十時間未満である受給資格者についても、特定求職者となりうるものとすること。

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、令和七年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。

1 第一の五の2から4まで 公布の日又は令和六年四月一日のいづれか遅い日

2 第一の四の2 令和六年十月一日

3 第一の四の1及び3、第一の五の1並びに第三の一 令和七年十月一日

4 第一の一及び第四 令和十年十月一日

二 検討

1 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

2 政府は、育児休業給付の財政状況について不斷の検証を行い、その状況が安定的に推移している場合においては、育児休業給付の財政状況、国の財政状況等を踏まえ、この法律による改正後の育児休業給付の国庫負担その他の事項に関する検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。